

平成27年第3回潟上市議会定例会会議録（1日目）

○開 会 平成27年9月3日 午前10:00

○散 会 午後 2:24

○出席議員（18名）

1 番 鑑 仁 志	2 番 堀 井 克 見	3 番 佐々木 嘉 一
4 番 小 林 悟	5 番 澤 井 昭二郎	6 番 藤 原 幸 雄
8 番 藤 原 典 男	9 番 西 村 武	10 番 千 田 正 英
11 番 戸 田 俊 樹	12 番 菅 原 理恵子	13 番 中 川 光 博
14 番 佐 藤 義 久	16 番 大 谷 貞 廣	17 番 伊 藤 正 吉
18 番 菅 原 久 和	19 番 鈴 木 斌次郎	20 番 伊 藤 榮 悦

○欠席議員（1名）

15 番 児 玉 春 雄

○説明のための出席者

市 長 石 川 光 男	副 市 長 鑑 利 行
教 育 長 肥 田 野 耕 二	総 務 部 長 藤 原 貞 雄
市民福祉部長 畠 山 靖 男	福祉事務所長 兼社会福祉課長 川 上 裕 隆
産業建設部長 渡 部 智	水 道 局 長 鈴 木 利 美
教 育 部 長 小 玉 隆	財 政 課 長 (部長待遇) 塚 本 光
総 務 課 長 栗 山 隆 昌	企 画 政 策 課 長 菅 原 剛
税 務 課 長 藤 原 久 基	市 民 課 長 門 間 正 博
クリーンセンター長 今 井 祐 一	追 分 出 張 所 長 鎌 田 恭 子
長寿社会課長 伊 藤 巧	健 康 推 進 課 長 嵯 峨 司 子
産 業 課 長 桜 庭 春 樹	都 市 建 設 課 長 菅 原 靖 仁
上下水道課長 伊 藤 貢	会 計 管 理 者 児 玉 亮 悦
農業委員会事務局長 村 山 久 尚	教 育 総 務 課 長 工 藤 素 子
幼児教育課長 佐々木 雅 輝	文 化 ス ポ ー ツ 課 長 仲 山 和 法

選挙管理委員会・
監査委員事務局長

児 玉 正 生

代表監査委員

渡 邊 晋 二

○議会事務局職員出席者

議会事務局長

伊 藤 清 孝

議会事務局次長

鈴 木 整

平成27年第3回潟上市議会定例会日程表（第1号）

平成27年9月3日（1日目）午前10時開会

会議並びに議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸般の報告（議長、議会運営委員会委員長、議会改革推進会議委員長）
- 日程第 4 行政報告（市長）
- 日程第 5 報告第 9号 平成26年度潟上市健全化判断比率について
- 日程第 6 報告第10号 平成26年度潟上市公営企業資金不足比率について
- 日程第 7 報告第11号 平成26年度潟上市一般会計予算の継続費精算報告書について
- 日程第 8 議案第62号 潟上市個人情報保護条例の一部を改正する条例（案）について
- 日程第 9 議案第63号 潟上市手数料条例の一部を改正する条例（案）について
- 日程第10 議案第64号 潟上市集会所設置条例の一部を改正する条例（案）について
- 日程第11 議案第65号 潟上市及び秋田県における行政不服審査会に関する事務の委託について
- 日程第12 議案第66号 平成26年度潟上市水道事業会計未処分利益剰余金の処分（案）について
- 日程第13 議案第67号 平成27年度潟上市一般会計補正予算（第4号）（案）について
- 日程第14 議案第68号 平成27年度潟上市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）（案）について
- 日程第15 議案第69号 平成27年度潟上市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）（案）について
- 日程第16 議案第70号 平成27年度潟上市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）（案）について

- 日程第 17 議案第 71 号 平成 27 年度潟上市下水道事業特別会計補正予算
(第 2 号) (案) について
- 日程第 18 議案第 72 号 平成 27 年度潟上市水道事業会計補正予算 (第 2 号)
(案) について
- 日程第 19 認定第 1 号 平成 26 年度潟上市一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 20 認定第 2 号 平成 26 年度潟上市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 21 認定第 3 号 平成 26 年度潟上市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 22 認定第 4 号 平成 26 年度潟上市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 23 認定第 5 号 平成 26 年度潟上市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 24 認定第 6 号 平成 26 年度潟上市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 25 認定第 7 号 平成 26 年度潟上市合併処理浄化槽事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 26 認定第 8 号 平成 26 年度潟上市豊川財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 27 認定第 9 号 平成 26 年度潟上市下虻川財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 28 認定第 10 号 平成 26 年度潟上市和田妹川財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 29 認定第 11 号 平成 26 年度潟上市飯塚財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 30 認定第 12 号 平成 26 年度潟上市水道事業会計決算の認定について
- 日程第 31 平成 26 年度潟上市一般会計・特別会計歳入歳出決算及び水道事業会計決算の審査報告
- 日程第 32 陳情第 8 号 「所得税法第 56 条の廃止を求める意見書」の提出についての陳情

- 日程第 3 3 陳情第 9 号 マイナンバー制度の平成 2 8 年 1 月実施の延期と改正案の凍結を求める意見書の提出についての陳情
- 日程第 3 4 陳情第 1 0 号 外国人の扶養控除制度の見直しを求める意見書の採択を求める陳情
- 日程第 3 5 陳情第 1 1 号 憲法に違反する安全保障関連法案を廃案とするよう関係機関への意見書提出を求める陳情

午前10時00分 開会

○議長（伊藤榮悦） おはようございます。

ただいまの出席議員は18名であります。

なお、15番児玉春雄議員から欠席の届け出がありましたので、ご報告します。

定足数に達しておりますので、これから平成27年第3回潟上市議会定例会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりです。

【日程第1、会議録署名議員の指名】

○議長（伊藤榮悦） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第80条の規定により、3番佐々木嘉一議員、4番小林 悟議員を指名します。

【日程第2、会期の決定】

○議長（伊藤榮悦） 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から9月25日までの23日間としたいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（伊藤榮悦） 異議なしと認めます。したがって、会期は本日から9月25日までの23日間に決定しました。

14番。

○14番（佐藤義久） 今日の日程で第11回の潟上老人クラブ大会が開催されることになっておりますが、日時が本会議の初日と重なったといいますか、かち合ったといいますか、そのことについて、運営委員会なり議長の方にはどういうふうに時間調整なり努力されたか、お伺いしたいと思います。

○議長（伊藤榮悦） 努力、いわゆる日程の決定についてどうしたのかということですか。

○14番（佐藤義久） はい。

○議長（伊藤榮悦） これは、ご存じのように議会運営委員会というのは後で開かれてますが、日程決定のときにはまだそういうふうな情報もありませんで、それで結果的には、この日が本会議の初日というふうに決定したところです。

14番。

○14番（佐藤義久） 老人クラブの方々は大変落胆しておることも事実でありますし、全員欠席ということですが、私は今申し上げておるのは、直ちに本会議を休会して、その式典に出て、1時間半ほどの時間ですけど休憩して、時間的には午後、本会議再開という方向でいったらいかがでしょうかという意見をもって、今お尋ねしたところです。

○議長（伊藤榮悦） 動議ということですか。

○14番（佐藤義久） はい。

○議長（伊藤榮悦） 1名以上の賛成の方いらっしゃいますか。

動議の成立要件としては1名以上の賛成が必要ということになりますが、それはいかがでしょうか。

そうすれば、動議そのものが成立しないということになります。

私は、老人クラブ大会というのは議会の開会と何ら関係ありませんので、本会議優先ということでこのまま継続した方がよろしいというふうに思ってます。いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（伊藤榮悦） それでは、このまま議会本会議を継続致します。

【日程第3、諸般の報告】

○議長（伊藤榮悦） 日程第3、諸般の報告を行います。

議長としての報告事項は、お手元に配付のとおりであり、朗読、説明は省略します。

次に、議会運営委員長の報告を行います。3番佐々木議会運営委員長。

【議会運営委員会の報告】

○議会運営委員長（佐々木嘉一） 議会運営委員会の報告を致します。

議会運営委員会は、8月25日に、提出予定議案、会期日程等を議題として、委員、正副議長、当局からの説明員として、副市長、総務部長の出席のもとに開催しております。31日には、一般質問、陳情の取り扱いのほか、議事日程及び議案等の付託を議題として、委員、正副議長の出席のもとに開催しております。

本定例会の運営につきましてご報告致します。

先ほど議長から本定例会の日程について報告がありましたし、皆さんからご同意をいただいたとおりであります。議案審議について申し上げます。

議会運営委員会において当局より提案理由の概要説明を受けた結果、報告第9号から報告第11号については、本日の本会議にて報告、議案第62号の条例改正（案）は、総務

文教常任委員会へ付託、議案第63号の条例改正（案）は、社会厚生常任委員会へ付託、議案第64号の条例改正（案）は、総務文教常任委員会へ付託、議案第65号の行政不服審査会に関する事務の委託については、本日の本会議にて審議、議案第66号の水道事業会計未処分利益剰余金の処分（案）については、産業建設常任委員会へ付託、議案第67号から議案第72号までの各会計の補正予算（案）は、所管の常任委員会へ付託、認定第1号から認定第12号までの各会計の決算認定については、所管の常任委員会へ付託という区分で行うことと致します。

付託につきましては、皆様のお手元に委員会付託表としてお配りしておりますので、ご確認ください。

陳情については、お手元に配付の陳情文書表のとおり所管の常任委員会へ付託することと致します。

一般質問について申し上げます。

一般質問については、7名の通告者がありました。

抽選の結果、9月7日月曜日の1番目に8番藤原典男議員、2番目に14番佐藤義久議員、3番目に12番菅原理恵子議員、4番目に9番西村 武議員、9月8日の火曜日の1番目に17番伊藤正吉議員、2番目に3番佐々木嘉一議員、3番目に13番中川光博議員となりましたので、宜しくお願い致します。

常任委員会審査について申し上げます。

常任委員会審査は、各委員会とも9月9日水曜日の午前10時からの開会と致します。

議員派遣の件について申し上げます。

今年度の議員の行政視察研修について、視察先・研修内容などの調整が整いましたので、議員派遣の手続をするものであります。議決事項でありますので、最終日の日程として取り扱いを致します。

以上、議会運営委員会の報告と致します。

○議長（伊藤榮悦） 議会運営委員長の報告を終わります。

次に、議会改革推進会議委員長の報告を行います。6番藤原幸雄議会改革推進会議委員長。

【議会改革推進会議委員会の報告】

○議会改革推進会議委員長（藤原幸雄） 皆さんおはようございます。

私から、議会改革推進会議よりご報告を致します。

第1回（3月）定例会において、議会改革推進会議に引き継がれた10項目の事案やこれまでの経緯と今後の方向について報告しておりますが、その後の経過や取り組みについて申し上げます。

当面、「議員間の自由討議」と「予算・決算特別委員会の設置」の2点を重点事項に定め協議・検討を重ねていく旨を、先般ご報告しております。

このような中で、6月の第2回定例会では、総務文教常任委員会で「議員間の自由討議」が行われたことは、皆様ご承知のとおりであります。潟上市議会初の試みであり、市当局並びに議員の皆様には多少の戸惑いもあったことと思いますが、議会は議員の合議制をもって形成されるものであることから、自由討議の果たす役割は大変重要であると認識しております。その一方で、検証を行い、より充実した自由討議にしたいと思っております。

また、予算・決算特別委員会の設置については、「予算・決算議案は、不可分であって2以上の委員会で分割審査すべきでない」と解されていることから、本推進会議では、「特別委員会」または「常任委員会」を設置すべき方向で検討致しております。

具体的な運用については、会期の調整や市当局との協議、さらには委員会条例や会議規則の改正の必要性等、今後協議・検討を重ねていくこととなりますが、基本的には議員全員で審査するような体制を考えておりますので、皆様のご理解とご協力を宜しくお願い申し上げます。

以上で議会改革推進会議の報告を終わります。

平成27年9月3日 潟上市議会改革推進会議委員長 藤原幸雄でございます。どうもありがとうございました。

○議長（伊藤榮悦） 議会改革推進会議委員長の報告を終わります。

これで諸般の報告を終わります。

【日程第4、行政報告】

○議長（伊藤榮悦） 日程第4、市長から行政報告の申し出がありますので、これを許可します。石川市長。

○市長（石川光男） おはようございます。

本日ここに、平成27年第3回定例会を開会しましたところ、議員各位には、ご多忙のところご出席を賜り、誠にありがとうございました。

提出議案の審議に先立ち、第2回定例会以降の市政にかかわる主な事項の報告と、提

出議案の概要について申し上げます。

初めに、次期総合計画の策定について申し上げます。

現在、庁内の班長級で組織する基本計画素案作成部会が作成した基本計画の素案について、課長級で組織する策定委員会において協議・検討を行っております。また、本計画の策定に当たっては、市民の皆様の意見や提言等を反映していく「市民参画」の視点も掲げており、このような観点から、公募を含む市民等21人で組織する「総合計画検討委員会」を設置し、7月2日に第1回会議を開催したところであります。

今後は、庁内の政策会議や検討委員会での協議・検討を進め、その過程で議会の皆様のご意見を賜りながら、策定を進めてまいります。

次に、地方創生への取り組みについて申し上げます。

潟上版の「人口ビジョン」の策定については、人口の現状分析や人口の将来展望に必要な市民アンケート調査の集計が終了し、現在は、これらをもとに今後目指すべき市の方向性や人口の将来展望を整理しているところであります。

また、「総合戦略」については、国・県の基本目標である人口減少や産業振興等の対策について、その達成に向け講じるべき施策の基本的方向性や具体的な施策を庁内で検討しているところであります。

地方創生を効果的・効率的に推進するためには、幅広い分野の方々の参加と協力が重要であることから、「総合戦略」に広く関係者の意見を反映させるため、公募を含む市民・行政機関・教育機関・金融機関・労働関係・メディアの関係者15人で組織する「潟上市地方創生推進会議」を設置し、こちらも7月2日に第1回会議を開催したところであります。

今後、議会特別委員会からの提言等も踏まえ、市民・議会・行政が一体となり、総合戦略の策定作業を進めてまいります。

次に、旧天王庁舎跡地の利活用について申し上げます。

本市では潟上市介護保険事業計画（第6期）において、特別養護老人ホーム等の入所待機者の解消が十分でないことを踏まえ、介護保険施設の整備を計画しております。8月24日の議会全員協議会でご説明しましたとおり、特に天王地区の居住系サービスの割合が昭和・飯田川地区に比べ低いことから、将来的なニーズに即した施策を進めるため、施設の建設地を旧天王庁舎跡地として、潟上市民のみが入所できる地域密着型介護老人福祉施設を誘致する考えであります。

旧天王庁舎跡地の利活用については、これまで再三にわたり、議会の皆様へ旧庁舎を解体し更地とした上で売却もしくは貸し付けすることを申し上げておりますし、二田地区の活性化を図ることとしている市の方針とも合致するものと考えております。このようなことから、本定例会には旧天王庁舎の解体にかかわる費用を計上しております。

次に、昭和地区3保育園の統合について申し上げます。

8月4日の議会全員協議会でご説明しましたとおり、昭和中央保育園、昭和東保育園、昭和西保育園の3園に在園する保護者へ実施した「旧昭和庁舎を昭和こども園（仮称）として活用すること」についてのアンケート調査結果は、賛成が65.9%、反対が32.6%でありました。この結果を踏まえ、この3園を統合し、旧昭和庁舎に「昭和こども園（仮称）」を整備することで検討を進めてまいります。

なお、このアンケートの結果につきましては、在園児の保護者及び昭和地区の全自治会長にも報告し、周知を図っているところであります。また、現在は配置図の原案を作成中であり、内容が固まり次第、保護者及び昭和地区自治会長への説明会を開催したいと考えております。

今後も、就学前の子どもに対する教育及び保育並びに保護者に対する子育て支援の充実に向け、保護者の方々を始め、議会や地域の皆様のご意見を伺いながら、本事業を推進してまいります。

次に、駅舎改築事業について申し上げます。

大久保駅舎の改築につきましては、6月18日にJR秋田支社と工事施行協定を締結し、現在はJRによる仮設駅舎での営業と既設駅舎の解体工事を進めております。今後は、1月中の駅舎完成に向けて、JRが引き続き工事を進めることとなります。

また、現在未舗装となっている駅舎右側の駐車場については、市で整備工事を行い、収容台数の増を図るなど利用者の利便性の向上に努めることとしております。工事期間中は利用者の皆様にご不便をおかけすることになりますが、ご理解とご協力のほど宜しくお願い致します。

なお、JRに以前からお願いをしていた大久保駅舎踏切の段差解消について、昨日、JRから文書が入りました。その内容は、工事費はJRの負担とし、施工時期は11月になるとのことです。

羽後飯塚駅舎の改築につきましては、5月29日に「基本協定」を、7月28日には「設計に関する協定」をJRと締結しており、本年度内に実施設計を終え、来年度の駅舎改

築を目指しております。

次に、社会保障・税番号制度について申し上げます。

社会保障・税番号制度、いわゆる「マイナンバー制度」は、平成25年5月31日に「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」が公布され、今年の10月には国民一人ひとりにマイナンバーが記載された通知カードが郵送され、また、来年1月からは、申請により顔写真つきの個人番号カードの交付が開始されます。平成29年1月からは本市と国の機関と、また同年7月からは他の地方公共団体とシステム連携が開始される予定となっております。

本市では、マイナンバー制度の施行に合わせ、住民基本台帳、税、福祉など関連システムの改修、個人番号カードの交付など着実に事務を進めるため、「潟上市社会保障・税番号制度導入庁内調整会議」を設置し、庁内関係課との連絡調整や制度の調査研究などに取り組んでいるところであります。

また、市ホームページや9月号広報への制度内容掲載、パンフレットの全戸配布など、市民への周知を図っているほか、関連条例の整備として、本定例会には「潟上市手数料条例」と「潟上市個人情報保護条例」の改正案を提出しております。

今後もマイナンバー制度の円滑な導入を図るために情報収集に努め、職員間で情報を共有し、遺漏のないよう準備を進めてまいります。

次に、土砂災害警戒区域等の指定について申し上げます。

広報8月号にも掲載しておりますが、平成27年7月14日付け秋田県告示により、飯田川地区の23区域が「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」による、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域に指定されました。これにより市の地域防災計画において、それぞれの警戒区域ごとに土砂災害に関する情報収集・伝達・警報等の発令に関する事項、避難場所及び避難経路に関する事項、救助に関する事項等を定めることとなります。

なお、秋田県では、土砂災害警戒区域等に指定されていない地域について、本年8月から来年3月までの期間で急傾斜地等の地形・地質状況の現地調査を実施しております。既に現地調査が終了している昭和豊川槻木地区と岡井戸地区の16区域については、順次、土砂災害警戒区域等に指定される予定であります。

今後も、県と共同して土砂災害警戒区域等の指定及び地域防災対策に取り組んでまいります。

次に、特殊詐欺対策について申し上げます。

近年増加している振り込め詐欺などの特殊詐欺から市民の大切な財産を守るため、新たな対策として自動通話録音装置の貸与事業を実施するものであります。この装置は、電話回線と固定電話の間に接続し、警告メッセージの後に会話内容が自動録音される仕組みとなっており、特殊詐欺を未然に防止する効果が期待できるものであります。既に県警で本事業を実施しておりますが、被害防止に向け、各自治体での実施について協力依頼があったことから、本市でもこの装置を購入し、高齢者が居住する世帯に無償で貸与したいと考え、本定例会に係る予算を計上しております。

次に、子どもの福祉医療費助成制度の拡充について申し上げます。

秋田県では、平成24年8月に本制度の対象年齢を就学前児童から小学校6年生まで引き上げておりますが、本市では、所得基準超過により受給できない方についても、市単独で自己負担額の上限を1,000円として医療費の助成を行っております。

子どもの健やかな成長と生活の安定を図るとともに、すべての子育て家庭が安心して医療を受けられることは、現在策定を進めております「総合戦略」の検討項目である「若い世代の子育ての希望をかなえる」ことにもつながることから、本市ではさらに子育てしやすい環境を整えるため、平成28年4月から本制度を拡充し、中学校修了年度末まで医療費の自己負担分を全額助成したいと考えております。これに対応するため、本定例会にはシステム改修費等の関係予算を計上しております。

次に、検診事業の進捗状況について申し上げます。

本年度の早朝集団検診は7月21日で終了致しましたが、慢性胃炎や胃がん等を発症させる要因の一つである「ピロリ菌検査」を県内で初めて集団検診で実施したところ、大変好評であり、2,190人が受診する結果となりました。また、65歳以上の結核検診を無料の肺がん検診に移行したところ、前年度より72人多い1,739人が受診しております。

現在は、医療機関での検診を実施しており、特定健診、後期高齢者の健康診査が12月18日まで、乳がん・子宮がん及び骨粗鬆症検診が1月30日まで受診できるようになっております。

今後は、未受診者に対してコールリコール事業を実施し、がん検診受診率のさらなる向上とともに、がんの早期発見・早期治療につなげてまいります。

次に、自殺予防対策について申し上げます。

今年5月から市ホームページに掲載しております「こころの体温計」には、これまで

月平均4,000件を超えるアクセスがあります。利用者は10代から60代の方までとなり、幅広く活用されております。

今後は、企業へ向けて「心の健康づくり出前講座」を実施するなど、課題となっている働き盛り世代の自殺予防の強化に取り組んでまいります。

次に、認知症ケアガイドの発行について申し上げます。

本市では、市民の方々が認知症について正しい理解を持ち、認知症になっても住み慣れた地域で生活し、支え合いができる手助けとなるよう、「認知症ケアガイド」を作成致しました。9月号の広報と合わせ、概要版を全戸配布したほか、市内の居宅介護支援事業所にも配布しております。

今後ますます増加すると見込まれる認知症への対策の一環として、この「認知症ケアガイド」の普及と活用を推進してまいります。

次に、全国健康福祉祭について申し上げます。

第30回全国健康福祉祭あきた大会（愛称：ねんりんピック秋田2017）は、平成29年9月9日から12日までの4日間の日程で開催されることが決定しております。秋田県全体では約40万人、本市での開催が決定しましたペタンク競技には、競技者約300人の参加が見込まれております。

今後のスケジュールであります。県では本年度中に大会実施要綱の策定、実行委員会の設立などを予定しており、本市においてもその後、同様の手続を進めていくこととなります。

なお、大会の円滑な運営を図るため、本定例会には、今年のペタンク競技開催地である山口県周南市に職員を派遣し、大会を視察するための予算を計上しております。

次に、農業関係について申し上げます。

初めに、稲作の状況については、田植え以降の好天により早期に茎数確保ができたこともあり、穂数は例年より多く推移しております。「あきたこまち」の出穂は7月30日頃、「ひとめぼれ」が8月3日頃で、平年より3日から5日早い状況となっております。収穫時期についても、出穂後の気温が高く推移しているため、早まることが予想されます。

水稻の病害虫関係では、近年多発傾向にあるカメムシは今年も全県的に発生量が多い予想となっていることから、航空防除後の追加防除の実施を強く呼びかけております。

転作大豆は、播種以降、大多数の圃場で発芽は良好でしたが、雨が少なかった影響に

より分枝数が例年より少ない状況となっております。今後は、大雨に対する排水対策の強化に努めながら、良質大豆の生産に向け関係機関と連携して指導してまいります。

花きの輪菊・小菊については、お盆向け出荷の露地ものについては前進傾向でしたが、施設栽培については計画どおり出荷することができました。彼岸向けについても生育がやや前進しておりますが、病虫害被害を防ぐためにも防除指導の徹底を図ってまいります。

なお、園芸メガ団地の状況は、お盆出荷までの輪菊の施設栽培及び小菊の露地栽培が終了しておりますが、目立った病虫害被害もなく、全体的には計画どおりの出荷量となりました。今後も関係団体などと連携し、栽培指導を行ってまいります。

果樹の和梨については、開花後も好天が続いたため生育は平年より5日程度早くなっており、「幸水」の出荷は8月21日から始まっております。現時点での品質状況は、果実肥大は平年並みで糖度も高く、目立った病虫害被害もない状況であります。

野菜関係では、枝豆の早生品種で少雨により生育の停滞が見られたものの、生産者の灌水励行により、収量・品質ともに平年並みを確保しております。ネギについては、6月の少雨と8月の高温乾燥により生育の停滞が見られましたが、夏ネギは7月上旬から順次収穫・出荷が行われております。また秋冬ネギについては、生育が停滞し2週間程度遅れておりましたが、10月上旬の収穫を目標に栽培管理を行っております。

次に、観光イベントについて申し上げます。

潟上市の夏祭りは、「第33回飯田川鷺舞まつり」が8月2日、飯田川出張所前広場を会場に開催されました。若竹幼児教育センター園児による「孫鷺」、飯田川小学校児童の「子鷺」、水田の上を舞う様子を優雅に表現した「親鷺」の舞は、真夏日にもかかわらず訪れた方々を魅了致しました。

「第49回八郎まつり」は8月16日に開催され、八郎神社からの龍体御輿の練り歩きに始まり、昭和出張所前広場での八郎龍・辰子龍の双龍の出会いは幻想的な世界を醸し出しました。また、大豊小学校児童による「ヨサコイ踊り」や郷土芸能「新関ささら」の披露など、地元と一体となって行われた祭りに会場からは大きな拍手が送られました。

また、皆さんのお手元の行政報告は記載しておりませんが、夏祭りの最後を飾る「天王グリーンランドまつり2015」は8月29・30日の両日開催され、市内外から多数の方々が来場されました。初日の「第10回潟上市盆踊り大会」では、趣向を凝らした仮装の団体チームのほか、一般参加による多くの踊り手とともに、幾重にも踊りの輪が広がり、

行く夏を思い思いに満喫しました。2日目はキャラクターショーを初め、市民プロジェクト企画によるヤートセ選手権、芸術文化協会会員による芸能発表など趣向を凝らした企画のほか、郷土芸能では「飯田川鷺舞」が披露されました。また、歌謡ショーには森昌子さんをお迎えし、往年のヒット曲「越冬つばめ」を始め、その歌声で観客を魅了しました。祭りの最後を飾る花火ショーでは、今年は過去最高の約5,500発の花火が行く夏の夜空に大輪の花を咲かせ、訪れた方々に多くの感動を与えました。ご協賛並びにご協力をいただきました皆様に心から感謝とお礼を申し上げます。

次に、共通商品券事業について申し上げます。

本年度の共通商品券につきましては、潟上市商工会と連携のもと、国の経済対策である「地域住民生活等緊急支援交付金」を活用し、発行額については例年の3倍、また、プレミアム分は例年の10%から20%に拡充し、総額3億6,000万円を発行致しました。

7月1日から市内10カ所で販売したところ、好評のうち、7月7日に完売しております。商品券の使用期間は12月31日までの半年間となっており、市内約180の取扱店で使用できます。本事業によって市民の消費意欲が喚起され、地域の景気改善につながることを期待しております。

次に、電気自動車充電設備の整備について申し上げます。

平成25年8月に、県は「次世代自動車充電インフラ整備ビジョン」を策定し、国の補助制度等を活用して、充電設備を道の駅や商業施設などに新設する方針を打ち出しております。

現在、県内の道の駅への設置は2カ所と少ない状況ではありますが、今後の電気自動車等の普及拡大に向け、早期に対応することで、その宣伝効果及び道の駅の利用促進が見込まれることから、「道の駅てんのう」及び「道の駅しょうわ」に充電設備を設置するため、関係予算を本定例会に計上しております。

次に、教育関係について申し上げます。

初めに、本年度で10回目となる中学生ホームステイ体験活動について申し上げます。

訪問先はオーストラリアで、7月29日から8月5日までの8日間にわたり、市内の中学校2年生、計12名が参加しました。訪問先ではホストファミリーの一員として生活を送ったほか、現地の学校での交流学习を充実させたことにより、国際理解など人材育成が図られたものと思っております。また、8月18日には、ホームステイにおける個人の研究テーマに基づく報告会が庁舎大会議室で行われ、それぞれの生徒から体験を通して

感じたことや学んだことについて発表されました。

次に、中学生のスポーツ活動についてご報告致します。

全県大会では、天王中学校の野球がベスト4、柔道男子団体が第3位、個人で優勝2人、準優勝1人、天王南中学校の柔道女子団体が優勝、個人で優勝が3人、準優勝が1人、羽城中学校のバスケットボール男子が第3位、水泳男子個人1,500メートル自由形及び400メートル自由形で優勝、陸上女子個人で準優勝1人など、多くの種目において見事な成績を収めました。

また、東北大会では天王南中学校の柔道女子団体が優勝を果たすなど、大いに健闘致しました。

次に、成人式について申し上げます。

8月15日に開催しました成人式には、本年度の対象者376人中266人が出席致しました。式典では、新成人代表による誓いの言葉で、「潟上市に生まれ育ち、これまで支えてくれた方々への感謝と、成人としての強い責任感、社会の一員として一翼を担うことの使命感を持ち続け、仲間と共に歩んでいきます」等々、ふるさと潟上への誇りや将来への夢を力強く述べておりました。新成人としての門出を心から祝福し、大きな声援を送りたいと存じます。

本定例会には、報告として、平成26年度潟上市健全化判断比率、平成26年度潟上市公営企業資金不足比率、平成26年度潟上市一般会計予算の継続費精算報告書について、議案として、潟上市個人情報保護条例の一部を改正する条例（案）他2件の条例案のほか、潟上市及び秋田県における行政不服審査会に関する事務の委託について、平成26年度潟上市水道事業会計未処分利益剰余金の処分（案）について、平成27年度潟上市一般会計補正予算（案）、各特別会計補正予算（案）5件、平成26年度各会計決算の認定についての案件を提出しております。

なお、平成27年度の各会計補正予算（案）については、この後、担当部長から説明させます。

また、平成26年度各会計決算については、主要成果でご説明致します。

以上が行政報告並びに本定例会に提出しております議案であります。適切なるご決定を賜りますよう、宜しくお願い申し上げます。

以上であります。

○議長（伊藤榮悦） これで行政報告を終わります。

【日程第5、報告第9号 平成26年度潟上市健全化判断比率についてから 日程第7、報告第11号 平成26年度潟上市一般会計予算の継続費精算報告書について】

○議長（伊藤榮悦） 日程第5、報告第9号、平成26年度潟上市健全化判断比率についてから日程第7、報告第11号、平成26年度潟上市一般会計予算の継続費精算報告書についてまでを一括議題とします。

報告第9号から報告第11号までについて、当局より一括して提案理由の説明を求めます。藤原総務部長。

○総務部長（藤原貞雄） 第3回潟上市議会定例会提出議案について、ご説明申し上げます。

議案書の1ページをお開き願います。

報告第9号、平成26年度潟上市健全化判断比率について。

平成26年度決算における潟上市健全化判断比率は別紙のとおりであるので、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により報告する。

平成27年9月3日提出 潟上市長 石川光男

健全化判断比率につきましては、平成19年6月22日に公布された地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づき報告することになったものでございます。

ここでは、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率の4つについて報告するものでございます。

それでは、3ページをご覧ください。

最初に、上の表の実質赤字比率について申し上げます。

実質赤字比率は、福祉や教育、まちづくり等を行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の深刻度をあらわすものでございます。本市の場合、一般会計等と表記するときには、一般会計のみとなります。実質赤字比率は、標準財政規模96億7,104万8,000円に対する一般会計の赤字額の割合であり、一般会計の実質収支額の合計が5億9,421万6,000円の黒字となりますことから、実質赤字比率はマイナス6.14%となります。以上のことから、6.14%の黒字額があるということでございます。

次に、下の表の連結実質赤字比率について申し上げます。

連結実質赤字比率は、すべての会計の赤字や黒字を合算し、地方公共団体としての赤字の程度を指標化したもので、地方公共団体としての財政運営の深刻度をあらわすものでございます。これは、標準財政規模の96億7,104万8,000円に対する潟上市の各財産区

特別会計を除く全会計の赤字額の割合になります。全会計の実質収支額の合計は、14億455万3,000円の黒字となりますことから、連結実質赤字比率はマイナス14.52%となります。つまり、14.52%の黒字額があるということでございます。

なお、財産区につきましては、市町村とは別の法人格を有する団体でありますので、健全化判断比率の算定には含めないこととなっております。

次に、4ページをご覧ください。

実質公債費比率について申し上げます。

実質公債費比率は、借入金の返済額及びこれに準ずる額の大きさを指標化し、資金繰りの危険度をあらわすものでございます。比率は、平成24年度から平成26年度までの3年間の単年度における比率の平均値になります。平成24年度は表の下段のとおり9.46668%、平成25年度が7.15390%、平成26年度は6.77322%となります。3年間の平均では7.7%となり、昨年度の数値の9.2%に比べ1.5ポイント低い数値で推移しております。

次に、5ページをご覧ください。

最後に、将来負担比率の状況について申し上げます。

将来負担比率は、地方公共団体の一般会計の借入金や退職金、特別会計などの借入金に対する一般会計からの繰出金など、将来にわたって支払うべき負担等の残高を指標化し、将来財政を圧迫する可能性が高いかどうかをあらわすものでございます。平成26年度は59.8%となり、平成25年度の46.1%より13.7ポイント高い数値となりました。

これら4つの指標は、2ページの総括表にありますように早期健全化基準をすべて下回っております。

なお、ただいま報告しました指標につきましては、国・県で現在精査中であり、算定の考え方に変更が発生した場合は比率そのものが変わる場合がございますので、申し添えます。確定する時期につきましては、国の公表が11月末を予定しております。

続きまして、議案書の6ページをお開き願います。

報告第10号、平成26年度潟上市公営企業資金不足比率について。

平成26年度潟上市公営企業資金不足比率は別紙のとおりであるので、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により報告する。

平成27年9月3日提出 潟上市長 石川光男

この公営企業資金不足比率につきましても、平成19年度から法律の規定により報告す

ることとなったものでございます。

7ページをお願い致します。

最初に、地方公営企業法の適用企業である水道事業会計について申し上げます。

水道事業会計の(3)の流動資産gに貸倒引当金jを足した4億2,749万5,000円から、(1)の流動負債aから控除企業債等b、控除引当金等eを控除した9,356万9,000円を差し引きますと、(6)資金不足額・剰余額が3億3,392万6,000円のプラスとなりますので、水道事業会計の資金不足額はございません。

なお、剰余資金の標準財政規模比は、表の下段に示しておりますとおり3.5%となっております。

次に、8ページをお願い致します。

地方公営企業法の非適用企業について申し上げます。

初めに、下水道事業特別会計についてであります。

下水道事業特別会計の(3)実質的な歳入総額12億855万9,000円から(1)歳出額11億6,805万6,000円を差し引きますと、(6)の資金不足額・剰余額が4,050万3,000円のプラスとなりますので、下水道事業特別会計の資金不足額はございません。

なお、剰余資金の標準財政規模比は、表の下段に示しておりますとおり0.4%となっております。

次に、農業集落排水事業特別会計についてであります。

農業集落排水事業特別会計の(3)実質的な歳入総額1億435万円から(1)歳出額9,634万6,000円を差し引きますと、(6)の資金不足額・剰余額が800万4,000円のプラスとなりますので、農業集落排水事業特別会計の資金不足額はございません。

なお、剰余資金の標準財政規模比は、表の下段に示しておりますとおり0.1%となっております。

最後に、合併処理浄化槽事業特別会計についてであります。

合併処理浄化槽事業特別会計の(3)実質的な歳入総額719万9,000円から(1)歳出額639万2,000円を差し引きますと、(6)の資金不足額・剰余額が80万7,000円のプラスとなりますので、合併処理浄化槽事業特別会計の資金不足額はございません。

なお、剰余資金の標準財政規模比は、表の下段に示しておりますとおり0.0%と、数字にあらわれないものとなっております。

これら4つの会計をトータルした(6)の資金不足額・剰余額は、実質的な歳入額が

歳出額を3億8,324万円上回っており、剰余資金の標準財政規模比は、表の下段に示しておりますとおり4.0%となっております。

続きまして、議案書の9ページをお願い致します。

報告第11号、平成26年度潟上市一般会計予算の継続費精算報告書について。

地方自治法施行令第145条第2項の規定により、平成26年度潟上市一般会計予算の継続費精算について別紙のとおり報告する。

平成27年9月3日提出 潟上市長 石川光男

10ページでございますが、この報告書は羽白目橋災害復旧事業の継続費に係る事業年度が平成26年度で終了したため、継続費の精算について報告を行うものでございます。

平成25年7月12日の豪雨により被災した羽白目橋の災害復旧事業を実施したもので、事業年度は平成25年度から平成26年度までの2カ年で、全体計画の総額が5,619万円、実績による支出済額は5,254万6,470円で、年割額と支出済額の差は364万3,530円でございます。

以上でございます。

○議長（伊藤榮悦） 報告第9号、平成26年度潟上市健全化判断比率について、これから質疑を行います。質疑ありませんか。3番。

○3番（佐々木嘉一） 健全化判断比率の総括表でなくて実質公債費比率、あるいは将来負担比率のところでありますけれども、ちょっとわからないから聞くわけですが、その中で、実質公債費比率については、これは予算で公債費14億5,000万円だと思うんですが、その言ってみれば充当財源として5億9,200万円というふうな、いわゆる公営企業に要する経費の財源とする地方債の償還の財源に充てたと認められる繰入金ということで、繰り入れが入っております。それと将来負担比率につきましては、潟上市の将来についての地方債の現在高184億9,000万円に対して、それらのまず予定される償還、いわゆる予定されるその他のいろんな事務的な経費がありますが、その中で、ここでも公営企業等繰入見込額69億5,200万円とありますが、ちょっとこの中、わかりましたら、この概略でもいいですから、これらについての内容についてひとつ説明願います。

○議長（伊藤榮悦） 鑑副市長。

○副市長（鑑 利行） 3番佐々木議員にお答え申し上げます。

ただいまの報告事項の中の将来負担比率のまず増加の理由、これについて説明すると、最終的には実質公債費比率の分についてもご理解できるかと思っておりますので、その点を重

点的に説明させていただきます。

まず第1点目、将来負担比率の増加の主な要因は、先ほど佐々木議員からもありましたとおり、地方債の現在高の増加によるものでございます。これは、この要因は、ご承知のとおり新庁舎関連の起債、合併特例債により45億2,708万1,000円増加したことに伴うものでございます。それから、ただし、合併特例債については、ご承知のとおり70%の交付税算入が見込まれるため、これを含め、基準財政需要額算入見込額は31億5,846万1,000円増加することになります。

以上が主なものでございますが、そのほかに、ご承知のとおり男鹿地区消防一部事務組合、湖東地区行政一部事務組合でそれぞれ消防の救急無線デジタル化工事の起債がありました。これらが1億5,876万3,000円増加したという要素がございます。これらを加味しますと将来負担比率が増加した理由というふうな形になりますので、宜しくご理解願いたいと思います。

以上です。

○議長（伊藤榮悦） ほかに質疑ありませんか。3番。関連ですか。

○3番（佐々木嘉一） ただいま副市長から説明ありましたが、私なりに考えていますが、あるいは間違っておるかもしれませんし、その点を先ほど内容について質問したわけでありまして。将来負担額として184億9,600万円、これは今まで積み上がったいわゆる起債の総額だと思っております。その下の債務負担行為額というのは、1億3,600万円というのは、これは予算書にもついておりますように債務負担額の将来の残高だろうなど思っております。それから、組合等の負担等見込額につきましては、これは一部事務組合とか、これから支出しなければならない分担金の将来負担だと。退職手当負担見込額は、これは今現在の職員が、将来退職された場合の退職金として負担しなければならない額と。そうしますと、起債含めて将来負担というのは276億2,600万円あるんだよと、そういうふうな意味だろうと思うんです。ところが私さっき質問したのは、公営企業債等繰入見込額69億5,200万円というのはどういうものが入っていますかというふうな質問でありますので、そのことを聞いたわけでありまして。もしわかりましたら。69億5,200万円、債務負担、公営企業債等となっておりますので、その他いろいろあると思うんですが、考え方なり、あるいはこういう内容が入ってるというふうなことで結構ですから、ひとつ宜しくお願いします。

○議長（伊藤榮悦） 藤原総務部長。

○総務部長（藤原貞雄） 3番佐々木議員にお答え致します。

お尋ねの将来負担比率の公営企業債等繰入見込額の内容のことだと思いますが、このものにつきましては、潟上市の場合、ほとんどが下水道事業のルールに基づく交付税算入される額ということのものになってございます。

○議長（伊藤榮悦） ほかに質疑ありませんか。11番。

○11番（戸田俊樹） この将来負担比率について、先般、私どもに訂正文書が示されて、合併特例債の一部を前もって借入れをし、何と言いますか、貯金にするというふうな施策、政策をとったわけです。その数字を、この将来負担比率や公債費比率の段階で繰入れの判断のミスがあったというふうに聞いておりましたので、その辺のところ将来負担比率が上がったんだという解釈を私どもしたんですが、それと違って、ただいまの答弁では、私の質問ではなかったんですが、いろいろ庁舎を建設したのでこれだけ借入れが、さらにはデジタル化や消防の問題があってということなんですが、ちょっとわからないといえますか、その辺の事実、国や県の指導でいずれこの報告が11月になると公表される場合に変更もあり得るといふようなこともあるわけで、当初計算した段階と途中で訂正文を出した、私どもに対して、何らその辺の説明もなくですよ、今後も変わり得る可能性はあると、そして11月には確定するということですから、その辺の一連の流れが一般市民も私どももよくわからないということですので、是非少しご説明をいただきたいと思います。

○議長（伊藤榮悦） 当局あれですか、暫時休憩しますか。鑑副市長。

○副市長（鑑 利行） 11番戸田議員にお答え申し上げます。

前回、総務省との打ち合わせの中で訂正文を出した部分については、これに折り込み済みでございます。それを修正後、新たに、前回の分はあくまでも平成25年度分ということでご理解願いたいと思います。それは終わった分でございます。今回は26年度分の将来負担比率でございますので、それは当然この中に織り込まれておるといふことでご理解願いたいと思いますので、宜しくお願いします。

以上です。

○議長（伊藤榮悦） 11番。

○11番（戸田俊樹） 25年度分がそういうふうな訂正をされたと。26年度分はこれでいいんだということはわかりました。ただ、訂正をされる場合、机上に配付されるだけで特別説明がないというのは、やはりちょっと物足りないということですので、今後

ちゃんと説明をいただきたいと思います。

以上です。終わります。

○議長（伊藤榮悦） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（伊藤榮悦） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

報告第10号、平成26年度潟上市公営企業資金不足比率について、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（伊藤榮悦） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

報告第11号、平成26年度潟上市一般会計予算の継続費精算報告書について、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（伊藤榮悦） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これで報告を終わります。

【日程第8、議案第62号 潟上市個人情報保護条例の一部を改正する条例（案）について】

○議長（伊藤榮悦） 日程第8、議案第62号、潟上市個人情報保護条例の一部を改正する条例（案）についてを議題とします。

本案について、当局より提案理由の説明を求めます。藤原総務部長。

○総務部長（藤原貞雄） それでは、議案書の11ページをお開き願います。

議案第62号、潟上市個人情報保護条例の一部を改正する条例（案）について。

潟上市個人情報保護条例の一部を次のように改正するものとする。

平成27年9月3日提出 潟上市長 石川光男

提案理由でございますが、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律が平成25年5月31日に公布され、平成27年10月5日から施行されることに伴い、条例の関係部分を改正するものであります。

議案書の12ページから16ページに改正条例案を、それから参考資料の2ページから10ページに条例改正部分の新旧対照表を添付させていただいておりますが、改正内容につきましては、本市が保有する特定個人情報について定義し、その取り扱いについて条例に規定を追加するものでございます。

特定個人情報とは、個人番号をその内容に含む個人情報で、マイナンバー制度の施行により特定個人情報についても個人情報保護条例に規定し、適正な取り扱いを講じるものでございます。

この条例は、一部を除き、平成27年10月5日から施行するものであります。

以上でございます。

○議長（伊藤榮悦） これから議案第62号について質疑を行います。質疑ありませんか。17番。

○17番（伊藤正吉） 今回のこの改正はマイナンバーによる改正だと思いますけども、マイナンバーについては新聞やテレビ等でも情報提示しておりますけども、社会保障とか税、災害等に活用される、それを保護するための条例の改正だと思いますけども、最近、特に年金問題等で漏えいが時々発生されております。

そこで、この情報の管理について、それぞれ社会保障とか税とか個別に管理っていうか、それぞれ分散されて管理されるのか、それとも一元化されて管理するのか、まずそれについてお伺いしたいと思います。

○議長（伊藤榮悦） 藤原総務部長。

○総務部長（藤原貞雄） 17番伊藤議員にお答え致します。

マイナンバー制度ということよりも、今までの電算関係に対するセキュリティー関係のことだと思いますけども、総務課の中の行政情報班電算担当のところでも一元化して管理してございます。

○議長（伊藤榮悦） 17番。

○17番（伊藤正吉） この管理については、例えば社会保障なら社会保障、税なら税、個別に管理されるものではないのでしょうか。また、それはそれでわかりましたけども、この活用にあたっては、それぞれ例えば国の税金とか、あと社会保障とかいろいろそれぞれ共有して、この情報が管理されるのか、その点についてもお伺いしたいと思います。活用についての、情報が一元化されるのか、個別にしか活用できないのか、お伺いします。

○議長（伊藤榮悦） 藤原総務部長。

○総務部長（藤原貞雄） お答え致します。

活用につきましては個別のところでも活用してまいりますけども、庁内の中でもそういったセキュリティー関係の組織を立ち上げておりますので、そのセキュリティー関係

のものについては先ほど言ったような管理を施しているということでございますので、宜しく申し上げます。

○議長（伊藤榮悦） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（伊藤榮悦） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

本案は、総務文教常任委員会に付託します。

【日程第9、議案第63号 潟上市手数料条例の一部を改正する条例（案）について】

○議長（伊藤榮悦） 日程第9、議案第63号、潟上市手数料条例の一部を改正する条例（案）についてを議題とします。

本案について、当局より提案理由の説明を求めます。畠山市民福祉部長。

○市民福祉部長（畠山靖男） それでは、議案書の17ページをお開き願います。

議案第63号、潟上市手数料条例の一部を改正する条例（案）について。

潟上市手数料条例の一部を次のように改正するものとする。

平成27年9月3日提出 潟上市長 石川光男

提案理由でございます。行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律が平成25年5月31日に公布され、平成27年10月5日から施行されることに伴い、手数料条例の関係部分を改正するものでございます。

18ページをお願い致します。

改正内容について申し上げます。10月5日以降、国民一人一人に個人番号が付番された通知カードが交付されます。また、来年1月から、現在の住基カードにかわり、希望者に対して個人番号カードが交付されます。どちらのカードも初回手数料は無料ですが、紛失などにより再交付となる場合の交付手数料について、カードの原価等を考慮して国から示されている相当経費は、通知カードが500円、個人番号カードが800円であることから、条例の別表にその同額を再交付手数料額として規定するものでございます。

附則については、平成28年1月1日から施行するものですが、第1条の規定は平成27年10月5日から施行するものであります。

なお、参考資料の11ページに新旧対照表を掲載しておりますので、ご参照いただきたいと思います

以上でございます。

○議長（伊藤榮悦） これから議案第63号について質疑を行います。質疑ありませんか。

8番。

○8番（藤原典男） 通知カード再発行は500円、それから個人番号カードの再発行は800円というふうなこと、この意味はわかりますけれども、ただ、通知カードをもとにして発行されてから、それを利用して申請書と一緒に個人番号カードを発行してくださいというふうにお願いするときの猶予期間があると思うんですよ。再発行じゃなくて。そういう場合もあれですか、そういう場合も無料になるということですか。確か猶予期間あったと思いますけど。この条例に附則するものなんですが、そこら辺をお願い致します。

○議長（伊藤榮悦） 畠山市民福祉部長。

○市民福祉部長（畠山靖男） 8番藤原議員のご質問にお答え致します。

特別、猶予期間というのは、国の方からそういうふうな通知は来ておりません。

以上でございます。

○議長（伊藤榮悦） 8番。

○8番（藤原典男） ちょっと私も調べたんですけど、確か3年間は猶予して、その後はというふうなことみたいでしたけれども、私の思い違いでなければもう一回答弁をお願い致します。

○議長（伊藤榮悦） 畠山市民福祉部長。

○市民福祉部長（畠山靖男） 8番藤原議員のご質問にお答え致します。

今回、国の方から示されておりました再交付の手数料につきましては、完全に個人の過失によりまして紛失した場合等のその手数料でございます。それで、手数料がかからない場合もございます。それは通知カード等で、転居が激しくなりまして裏書に記載できない場合がございますので、その場合は無料となるというふうなことでございます。

以上でございます。

○議長（伊藤榮悦） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（伊藤榮悦） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

本案は、社会厚生常任委員会に付託します。

【日程第10、議案第64号 潟上市集会所設置条例の一部を改正する条例（案）について】

○議長（伊藤榮悦） 日程第10、議案第64号、潟上市集会所設置条例の一部を改正する条

例（案）についてを議題とします。

本案について、当局より提案理由の説明を求めます。藤原総務部長。

○総務部長（藤原貞雄） それでは、議案書の19ページをお開き願います。

議案第64号、潟上市集会所設置条例の一部を改正する条例（案）について。

潟上市集会所設置条例の一部を次のように改正するものとする。

平成27年9月3日提出 潟上市長 石川光男

提案理由でございますが、平成27年11月1日に供用開始を予定している妹川浜集会所の設置及び管理について定める必要があるため、条例の関係部分を改正するものであります。

議案書の20ページに改正条例案を、それから参考資料の16ページに条例改正部分の新旧対照表を添付させていただいておりますが、潟上市集会所設置条例第2条の表に「妹川浜集会所 潟上市飯田川和田妹川字四百刈2番地」を加えるものであります。

この条例は、平成27年11月1日から施行するものであります。

以上でございます。

○議長（伊藤榮悦） これから議案第64号について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（伊藤榮悦） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

本案は、総務文教常任委員会に付託します。

11時30分まで暫時休憩致します。

午前11時17分 休憩

.....
午前11時30分 再開

○議長（伊藤榮悦） 休憩前に引き続き会議を開きます。

【日程第11、議案第65号 潟上市及び秋田県における行政不服審査会に関する事務の委託について】

○議長（伊藤榮悦） 日程第11、議案第65号、潟上市及び秋田県における行政不服審査会に関する事務の委託についてを議題とします。

本案について、当局より提案理由の説明を求めます。藤原総務部長。

○総務部長（藤原貞雄） それでは、議案書の21ページをお開き願います。

議案第65号、潟上市及び秋田県における行政不服審査会に関する事務の委託について。

地方自治法第252条の14第1項の規定により、別紙規約により潟上市の行政不服審査会に関する事務を秋田県に委託することについて、議会の議決を求める。

平成27年9月3日提出 潟上市長 石川光男

提案理由でございますが、潟上市の行政不服審査会に関する事務を秋田県に委託することについて協議したいので、地方自治法第252条の14第3項において準用する同法第252条の2の2第3項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

22ページをお願い致します。

潟上市と秋田県との間の行政不服審査会に関する事務の委託に関する規約（案）でございます。

第1条は、委託事務の範囲で、潟上市は行政不服審査会に関する事務を秋田県に委託する旨を規定しております。

第2条は、経費の支弁についてでございます。委託事務に要した費用は潟上市が負担し、秋田県が支弁する旨を規定しております。

第3条には、決算の場合の措置で、秋田県は地方自治法第233条第6項の規定により決算を公表したときは、潟上市に当該決算の委託事務に関する部分を通知する旨を規定しております。

第4条には、条例等の制定改廃の場合の措置で、秋田県は委託事務の条例、規則等を制定又は改廃したときは、潟上市に通知する旨を規定しております。

第5条には、その他必要な事項は、潟上市と秋田県が協議して定めるとするものでございます。

この規約は、行政不服審査法の施行の日から施行するものであります。

行政不服審査会の事務は、行政不服審査法の改正により地方公共団体も国の行政不服審査会と同様に実施しなければならないものであります。市では、この事務を秋田県に委託することとし、その可否について議会の議決を求めるものでございます。事務に係る費用は、現在、秋田県で試算し、案を作成しているところでございます。行政不服審査会に関する事務については、秋田市を除くすべての市町村で秋田県との委託を協議してございます。

以上です。

○議長（伊藤榮悦） これから議案第65号について質疑を行います。質疑ありませんか。
8番。

○ 8 番（藤原典男） 行政不服審査会については、国の法律が改正されて平成26年6月から2年以内に行うというふうなことのようではありますけれども、今まで不服審査の申し立ての期間が60日から3カ月になったとか、あとは異議申し立てを審査請求にするとかというふうないろいろな法律の改正があるみたいではありますけれども、この施行に伴って適用する項目は幾らなのかと、主なものについて伺いたいと思います。

それから、市民から見れば、県に委託することによってスムーズにいろんなことが処理されるのかどうか、そこら辺の見通し。

それから、3つ目は、審査請求に至らなくても市民から、例えば介護認定の問題とか税金の減免の問題だとかいろいろなことが生じた際に、審査請求に当たらなくても今までどおり市にいろいろなことを聞けば、市は対応して答えてくれるのかどうか、そこら辺について伺いたいと思います。

○議長（伊藤榮悦） 藤原総務部長。

○総務部長（藤原貞雄） 8番藤原議員にお答え致します。

この不服審査会にかかわる項目ということでございますけれども、まずは、要は行政が行ったことに対する異議の申し立てと申しますか、不服なことに対するものについて、第三者委員会の方で市町村の案件についても行わなければならないということの法の解釈で設置するというこのことで理解してございます。

それから、個別のそういったものの、この審査会に至らないものでもというお話がありました。その旨については今までどおり相談にのってまいりし、相談先についてもお知らせしてまいりたいというふうに考えております。

○議長（伊藤榮悦） 8番。

○ 8 番（藤原典男） この項目だけでは、市民が、じゃあどれが県に委託されるのかというふうなことがわからないので、具体的に主なもので結構ですので項目について述べていただきたいということと、あとは、市民から見ればスムーズに処理されるのかどうかというふうなあたりも聞いておりましたけれども、そこら辺についてはどうなのかということ、ここに地方自治法第252条の14第1項の規定に基づきというふうなこの中身も書いてありますけれども、市民はこういうふうな中身をやはりしっかりわからないと思うので、このものが変われば何か、あれ、今までと違うよというふうになるものですから、説明的にはやはり主な項目については是非市民がわかるような感じで、私も今聞いてますけれども、そこら辺をお願いします。

○議長（伊藤榮悦） 藤原総務部長。

○総務部長（藤原貞雄） お答え致します。

項目ということの再質問でございますけれども、まずは行政不服審査法が改正された背景といいますか、そのことについてちょっとご説明致します。

第三者機関の方で諮問手続がされることということで行政不服審査法が改正されたということで、県の段階ではそういった審査会なるものがあるということでございますが、それが各自治体、市町村の範囲まで下ろされたということでございます。そういったことから、各市町村、そういった第三者機関の委員や運営を担う知識・技能を持つ人材というものが十分に確保できないという理由から、秋田県の方に委託するということが潟上市では考えてございます。まずはそういったことで、そういった人材確保という問題が解消されるし、県と市町村が共同で諮問・答申体制を整備することで、円滑で適正な制度の運用が期待できるということがメリットとして挙げられるとされております。まずは、その不服のあることに対して、行政手続上の話でそういった審査会を置くということで理解しております。

○議長（伊藤榮悦） 8番。

○8番（藤原典男） この法律の第6章のところでは、適用除外となるものもあるんですよ。ですから、そこら辺については把握してる範囲内で伺いたいと思いますけれども、どうですか。

○議長（伊藤榮悦） 暫時休憩します。

午前11時40分 休憩

.....
午前11時45分 再開

○議長（伊藤榮悦） 休憩前に引き続き会議を開きます。

藤原総務部長。

○総務部長（藤原貞雄） 時間をとらせて申しわけございません。8番藤原議員にお答え致します。

まずは、適用除外になるものというご質問でございました。その法の第7条にございまして、1から12項目がございまして、主なものを申し上げますが、当事者間の法律関係を確認し、または形成する処分で、法令の規定により当該処分に関する訴えにおいてその法律関係の当事者の一方を被告とすべきものと定められているもの。それから、刑事事件

に関する法令に基づいて、検察官、検察事務官または司法警察職員が対する処分。それから、国税または地方税の犯則事件に関する法令に基づいて、国税庁長官、国税局長、税務署長、収税官吏がする処分というふうになってございます。そのほかには、国会関係、それから裁判所関係のもの、それから、8号には学校、講習所、訓練所または研修所において、教育、講習、訓練または研修の目的を達成するために、学生、生徒、児童もしくは幼児もしくはこれらの保護者、講習生、訓練生または研修生に対してされる処分というふうにも規定されてございます。

○議長（伊藤榮悦） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（伊藤榮悦） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（伊藤榮悦） 討論なしと認め、討論を終わります。

これから議案第65号を採決します。本案は、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（伊藤榮悦） 起立全員です。したがって、議案第65号、潟上市及び秋田県における行政不服審査会に関する事務の委託については、原案のとおり可決されました。

【日程第12、議案第66号 平成26年度潟上市水道事業会計未処分利益剰余金の処分（案）について】

○議長（伊藤榮悦） 日程第12、議案第66号、平成26年度潟上市水道事業会計未処分利益剰余金の処分（案）についてを議題とします。

本案について、当局より提案理由の説明を求めます。鈴木水道局長。

○水道局長（鈴木利美） それでは、提出議案書の23ページをお願いします。

議案第66号。本案は、平成26年度潟上市水道事業会計未処分利益剰余金の処分（案）についてであります。

平成26年度潟上市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について、地方公営企業法第32条第2項の規定により、次のとおり議会の議決を求める。

平成26年度潟上市水道事業会計未処分利益剰余金 3億410万4,021円のうち、1億3,000万6,892円を資本金に組み入れ、4,253万1,480円を建設改良積立金に積み立て、残

余を繰り越すものとする。

平成27年9月3日提出 潟上市長 石川光男

提案理由は、地方公営企業法の改正に伴い、補助金等で取得した資産の償却の方法が変更になったことにより未処分利益剰余金が発生したため当該金額を資本金に組み入れ、残額の一部を建設改良積立金に積み立てるものであります。

次のページをお願いします。

平成26年度潟上市水道事業剰余金処分計算書（案）は、未処分利益剰余金の処分方法について議会の議決をいただくものであります。

このたびの未処分利益剰余金の処分は、平成24年2月1日に施行された地方公営企業法の改正によるもので、適用は平成26年度予算・決算からとなっております。その趣旨は、公営企業の経営革新や経営判断に必要な損益の認識、資産・負債の把握等を正確に行うことが必要となったことによるものであります。具体的には、補助金等により取得した固定資産の償却制度等が変更となり、その結果、資本剰余金に計上されていた補助金等が帳簿上、利益剰余金に振りかえられたものであります。

内容は、未処分利益剰余金3億410万4,021円のうち1億3,000万6,892円は、先ほど説明したとおり、補助金等で取得した資産の償却の方法が変更になったため資本金に組み入れるものであります。この処分については、もともとの資本剰余金は建設改良費の財源であったので、これを資本金に組み入れるものであります。また、4,253万1,480円は、平成26年度に建設改良積立金から4,253万1,480円を取り崩し建設改良費に使用したため、同額を積み立てるものであります。この建設改良積立金は資本金でも資本剰余金でもないため、この表には増加の額はあらわれておりません。これによりまして、建設改良積立金の残高は2億516万3,542円となります。この2つの処分後の残高1億3,156万5,649円は、繰越利益剰余金として平成27年度に繰り越すものであります。

このたびの法改正に伴う利益剰余金の処分は、今回限りの措置であります。

以上です。

○議長（伊藤榮悦） これから議案第66号について質疑を行います。質疑ありませんか。
11番。

○11番（戸田俊樹） 水道会計でこのような剰余が出て、国の法律が改正になって償却資産の償却の方法が変わったと。そうすると、どういうものが資産として償却してなかったのか。当然、資産を持つと、それは年利で、または定率で、またはパーセンテ

ジで処分・償却があるわけです。ですから、その何がどういふふうにして何パーセントのものがどういふふうになったのか、そういうところを少し説明していただきたいと。物件が、こういう物件が大きくて、この部分についてはこうなったんだと。給水施設なのか水道管なのか井戸なのかタンクなのか、その辺です。そこをお願いします。

○議長（伊藤榮悦） 鈴木水道局長。

○水道局長（鈴木利美） 11番戸田議員にお答えします。

償却制度の変更といいますのは、改正の前は、みなし償却制度という制度がありまして、要するに資産、資産というか補助金等をいただいても何に使ってもいいと、早く言えばそういうみなし制度でした。改正によってこれはいけませんよと、ちゃんと償却するしないということをちゃんとやりなさいということで、こういう結果になっております。

以上です。

補助金です。補助金についてこうしなさいということです。

○議長（伊藤榮悦） 11番。

○11番（戸田俊樹） わかるようでわからないんですけども、資産ですからね、補助金が資産なのか、要は何に使ってもよかったっていう補助金が、今回からは何に使うことになるからちゃんと物件を償却の、物件によって違うわけですよ、その辺のところがあったんでしょうが、補助金が資産ではない。資産というか物ですね、補助金はお金だと思うんですよ。その辺のところですよ。

○議長（伊藤榮悦） 鈴木水道局長。

○水道局長（鈴木利美） 補助金の種類ですけども、それは国庫補助金、それから負担金、それから宅地開発等に移管された財産の評価額が補助金等ということで、これらすべてのものについて償却しなさいということです。要は、管渠布設の管とかそういうものの資産です。

○議長（伊藤榮悦） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（伊藤榮悦） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

本案は、産業建設常任委員会に付託します。

昼食のため、13時30分まで暫時休憩致します。

午前11時56分 休憩

午後 1時30分 再開

○議長（伊藤榮悦） 休憩前に引き続き会議を開きます。

【日程第13、議案第67号 平成27年度潟上市一般会計補正予算（第4号）（案）について から 日程第18、議案第72号 平成27年度潟上市水道事業会計補正予算（第2号）（案）について】

○議長（伊藤榮悦） 日程第13、議案第67号、平成27年度潟上市一般会計補正予算（第4号）（案）についてから日程第18、議案第72号、平成27年度潟上市水道事業会計補正予算（第2号）（案）についてまでを一括議題とします。

議案第67号から議案第72号までについて、当局より一括して提案理由の説明を求めます。藤原総務部長。

○総務部長（藤原貞雄） それでは、議案書の25ページをお開き願います。

一般会計補正予算の大綱についてご説明申し上げます。

議案第67号、平成27年度潟上市一般会計補正予算（第4号）（案）について。

別冊のとおり。

平成27年9月3日提出 潟上市長 石川光男

別冊の平成27年度潟上市一般会計補正予算書（案）（第4号）の1ページをお願い致します。

議案第67号、平成27年度潟上市一般会計補正予算（第4号）は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億8,585万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ148億3,476万5,000円とするものでございます。

5ページをお願い致します。

第2表地方債補正について申し上げます。

コミュニティ施設整備事業は限度額6,220万円に、高能率生産団地路網整備事業は限度額を540万円に、臨時財政対策債は限度額を5億1,690万円にそれぞれ増額するものでございます。

8ページをお願い致します。

歳入予算について、主なものを申し上げます。

13款2項1目総務費国庫補助金は1,284万3,000円の追加で、個人番号カード交付事業費及び事務費補助金でございます。

9ページをお願い致します。

17款1項1目特別会計繰入金は1,684万9,000円の追加で、後期高齢者医療及び介護保険事業特別会計繰入金でございます。

18款1項1目繰越金は1,497万8,000円の追加で、前年度繰越金でございます。

19款5項5目雑入は1,600万円の追加で、次世代自動車充電インフラ整備促進事業費補助金でございます。

20款1項市債は1億1,040万円の追加で、3目農林水産業債の高能率生産団地路網整備事業債180万円、6目教育債のコミュニティ施設整備事業債、合併特例債でございますが2,870万円、8目臨時財政対策債7,990万円でございます。

歳出予算について、主なものを申し上げます。

10ページをお願い致します。

2款1項5目財産管理費は7,126万7,000円の追加で、旧天王庁舎等の解体に伴う経費でございます。旧天王庁舎と第2庁舎及び旧消防小屋並びに公用車車庫を解体するもので、解体工事費は6,861万3,000円でございます。

3項1目戸籍住民基本台帳費は1,284万4,000円の追加で、個人番号カード交付に伴う経費でございます。主なものは、個人番号カード交付事業費負担金1,177万9,000円でございます。個人番号カードの交付については、10月に個人番号が記載された通知カードが郵送され、平成28年1月から個人番号カードの交付が開始されます。

11ページをお願い致します。

3款1項3目福祉医療給付費は583万7,000円の追加で、福祉医療費の助成制度の拡充に伴う経費でございます。平成28年4月から中学校修了年度末までの医療費の自己負担分を全額助成するもので、主なものは、福祉医療費システム改修委託料491万4,000円でございます。

3款2項4目保育園費は1,929万9,000円の追加で、主なものは、広域入所保育委託料602万2,000円と、特定保育施設運営費負担金及び特定地域型保育施設運営費負担金1,109万8,000円でございます。

12ページをお願い致します。

5款1項1目労働諸費は100万円の追加で、あきた創業支援ファンド出資金でございます。秋田市広域において、官民一体となり創業及び雇用の創出を支援し、地域経済、産業への振興を図るものでございます。

7款1項2目観光費は2,083万8,000円の追加で、主なものは、道の駅EV充電設備設置工事2,010万7,000円でございます。道の駅てんのう及び道の駅しょうわに、次世代自動車充電インフラ整備促進事業費補助金を活用し電気自動車の急速充電器を設置するものでございます。

13ページをお願い致します。

10款6項3目公民館費は3,086万2,000円の追加で、主なものは、田屋分館（仮称）建築工事3,005万1,000円でございます。

続きまして、議案書の26ページをお願い致します。

議案第68号、平成27年度潟上市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）（案）について。

別冊のとおり。

平成27年9月3日提出 潟上市長 石川光男

別冊の平成27年度潟上市国民健康保険事業特別会計補正予算書（案）（第2号）の1ページをお願い致します。

議案第68号、平成27年度潟上市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ492万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ44億7,357万1,000円とするものでございます。

補正の内容は療養給付費等交付金返還金で、平成26年度分の精算によるものでございます。

次に、議案書の27ページをお願い致します。

議案第69号、平成27年度潟上市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）（案）について。

別冊のとおり。

平成27年9月3日提出 潟上市長 石川光男

別冊の平成27年度潟上市後期高齢者医療特別会計補正予算書（案）（第2号）の1ページをお願い致します。

議案第69号、平成27年度潟上市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ168万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億7,628万4,000円とするものでございます。

補正の主な内容は一般会計繰出金で、平成26年度の精算によるものでございます。

次に、議案書の28ページをお願い致します。

議案第70号、平成27年度潟上市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）（案）について。

別冊のとおり。

平成27年9月3日提出 潟上市長 石川光男

別冊の平成27年度潟上市介護保険事業特別会計補正予算書（案）（第2号）の1ページをお願い致します。

議案第70号、平成27年度潟上市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）は、保険事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6,062万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ36億5,948万7,000円とするものでございます。

補正の内容は介護給付費等返還金及び一般会計繰出金で、平成26年度分の精算によるものでございます。

次に、議案書の29ページをお願い致します。

議案第71号、平成27年度潟上市下水道事業特別会計補正予算（第2号）（案）について。

別冊のとおり。

平成27年9月3日提出 潟上市長 石川光男

別冊の平成27年度潟上市下水道事業特別会計補正予算書（案）（第2号）の1ページをお願い致します。

議案第71号、平成27年度潟上市下水道事業特別会計補正予算（第2号）は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ785万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ12億6,266万8,000円とするものでございます。

補正の内容は消費税で、消費税額の確定によるものでございます。

次に、議案書の30ページをお願い致します。

議案第72号、平成27年度潟上市水道事業会計補正予算（第2号）（案）について。

別冊のとおり。

平成27年9月3日提出 潟上市長 石川光男

別冊の平成27年度潟上市水道事業会計補正予算書（案）（第2号）の1ページをお願い致します。

議案第72号、平成27年度潟上市水道事業会計補正予算（第2号）は、収益的支出に

1,133万5,000円を追加するものでございます。

補正の内容は受託工事費で、豊川河川改修に伴う配水管添架工事でございます。

以上でございます。

○議長（伊藤榮悦） 議案第67号、平成27年度潟上市一般会計補正予算（第4号）（案）について、これから質疑を行います。質疑ありませんか。3番。

○3番（佐々木嘉一） ちょっとお尋ねしたいと思いますが、観光費なんです、12ページの観光費、7款の商工費の観光費ですが、天王ふれあい交流センター改修工事実施設計委託というのは、どのようないわゆる支障があって改修工事をするものでしょうか。それとEVの充電設備設置工事なんです、これは道の駅2カ所に置くということなんです、この使用料ってというのは、これは利用者に対しては無料で充電をさせるということですか、それとも何か、しかもその管理はどこでやるものでしょうか。2点ですな、ひとつ。

○議長（伊藤榮悦） 渡部産業建設部長。

○産業建設部長（渡部 智） 3番佐々木嘉一議員のご質問にお答え致します。

まず1点目の天王ふれあい交流センター改修工事の実実施設計委託料についてでございますが、天王ふれあい交流センターの天王温泉くらの浴室につきまして、かなり昨年度から浴室の天井等に傷みが出てきており、それから建築から17年を経過して、あらゆるところで老朽化が目立ってきております。浴室ということでお客様をお迎えする施設でございますので、事故を未然に防ぐためにも大幅な改修が必要と思われておりますので、その浴室の改修に係る設計委託でございます。

2点目の急速充電器を道の駅に配置するということにつきましては、無料か有料かということに関しましては、一応現段階では無料でお使いいただきたいというふうに考えております。それと管理につきましてですが、道の駅に設置するというので施設そのものは道の駅で管理していただきますが、機械そのものについてはメンテナンスを含んだ設置にしていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（伊藤榮悦） ほかに質疑ありませんか。11番。

○11番（戸田俊樹） 14ページの出戸地区コミュニティセンター建物調査委託料、このところにこういう調査、建物の調査を委託する、業者にですね。というと、これが進んでいくってことは、次に基本設計、実施設計ということで工事にとりかかるという

方向性が確認されると思うんですけども、当局は現状こういうふうな予算を、額は47万円ほどですが、これがスタートになるということで理解してよろしいですか。

○議長（伊藤榮悦） 小玉教育部長。

○教育部長（小玉 隆） 11番戸田議員にお答え致します。

ご承知のように出戸コミュニティセンターにつきましては、26年の9月に議会にも陳情がございまして趣旨採択されたということで、うちの方でも現地を調査しまして、基礎部分のひび割れ、それから外壁の剥離とか見受けられましたので、今回調査費をあげて調査するというふうな段階でございます。

以上でございます。

○議長（伊藤榮悦） 11番。

○11番（戸田俊樹） 調査をするというだけのようではすけれども、そうすると、その他にもいろいろ陳情が出て、今回、田屋分館の工事費が計上されているわけですが、順序いろいろ各議会、議会で陳情があって採択した部分がいろいろあるわけですが、それらの前後といいますか、前に出たものから順序に進めるという考えはあるかないか、その辺をご答弁いただきたいと思います。

○議長（伊藤榮悦） 石川市長。

○市長（石川光男） 今まで陳情とか請願がありましたけれども、その早い順にやるかというお尋ねでございますが、あくまでもケース・バイ・ケースで、我々が調査してこれが必要だという場合は、順序どおりにいかないこともあるということです。

○議長（伊藤榮悦） ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（伊藤榮悦） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

本案は、それぞれ所管の常任委員会に分割付託します。

議案第68号、平成27年度潟上市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）（案）について、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（伊藤榮悦） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

本案は、社会厚生常任委員会に付託します。

議案第69号、平成27年度潟上市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）（案）について、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（伊藤榮悦） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

本案は、社会厚生常任委員会に付託します。

議案第70号、平成27年度潟上市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）（案）について、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（伊藤榮悦） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

本案は、社会厚生常任委員会に付託します。

議案第71号、平成27年度潟上市下水道事業特別会計補正予算（第2号）（案）について、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（伊藤榮悦） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

本案は、産業建設常任委員会に付託します。

議案第72号、平成27年度潟上市水道事業会計補正予算（第2号）（案）について、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（伊藤榮悦） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

本案は、産業建設常任委員会に付託します。

【日程第19、認定第1号 平成26年度潟上市一般会計歳入歳出決算の認定についてから 日程第31、平成26年度潟上市一般会計・特別会計歳入歳出決算及び水道事業会計決算の審査報告】

○議長（伊藤榮悦） 日程第19、認定第1号、平成26年度潟上市一般会計歳入歳出決算の認定についてから日程第31、平成26年度潟上市一般会計・特別会計歳入歳出決算及び水道事業会計決算の審査報告までを一括議題とします。

認定第1号から認定第12号までの12議案について、当局より一括して主要施策成果の説明を求めます。石川市長。

○市長（石川光男） お手元に平成26年度潟上市主要施策成果説明書をお配りしておりますが、私から平成26年度各会計決算の概要について申し上げます。

初めに、一般会計であります。歳入決算額は201億9,720万8,000円、歳出決算額は193億2,522万7,000円、歳入歳出差引額は8億7,198万1,000円で、平成27年度への繰越

財源 2 億 7,823 万 7,000 円を差し引いた実質収支額は 5 億 9,374 万 4,000 円であります。

主な投資的経費は、市役所庁舎整備事業 40 億 5,367 万 3,000 円、追分小学校大規模改修事業 4 億 6,189 万 6,000 円、道路新設改良事業 3 億 8,083 万 6,000 円、天王ふれあい交流センター温泉井掘削事業 1 億 4,244 万 7,000 円であります。

主なソフト事業は、合併振興基金積立事業 8 億 2,872 万 3,000 円、市債繰上償還 1 億 4,264 万 5,000 円、臨時福祉給付金事業 8,864 万 6,000 円、福祉灯油購入費助成事業 1,365 万 4,000 円、国民文化祭事業 789 万 6,000 円、市制施行 10 周年記念事業 146 万 4,000 円であります。

続いて、特別会計について申し上げます。

特別会計等の会計を合わせた歳入決算額は 91 億 9,352 万 1,000 円、歳出決算額は 87 億 2,276 万 3,000 円、歳入歳出差引額は 4 億 7,075 万 8,000 円で、平成 27 年度への繰越財源 130 万円を差し引いた実質収支額は 4 億 6,945 万 8,000 円であります。

最後に、水道事業会計について申し上げます。

歳入決算額は 8 億 3,812 万 3,000 円、歳出決算額は 9 億 7,461 万 6,000 円であります。

なお、主要成果の詳細については総務部長から説明をさせます。

○議長（伊藤榮悦） 藤原総務部長。

○総務部長（藤原貞雄） それでは、議案書の 31 ページをお開き願います。

平成 26 年度各会計決算の大綱についてご説明申し上げます。

認定第 1 号、平成 26 年度潟上市一般会計歳入歳出決算の認定について。

地方自治法第 233 条第 3 項の規定により、平成 26 年度潟上市一般会計歳入歳出決算を議会の認定に付する。

平成 27 年 9 月 3 日提出 潟上市長 石川光男

お手元の主要施策成果説明書の 3 ページをお願い致します。

一般会計につきましては、イ、総括であります。歳入決算額は 201 億 9,720 万 8,000 円、歳出決算額は 193 億 2,522 万 7,000 円、歳入歳出差引額は 8 億 7,198 万 1,000 円で、平成 27 年度への繰越財源 2 億 7,823 万 7,000 円を差し引いた実質収支額は 5 億 9,374 万 4,000 円でございます。

ロ、歳入の主なものは、市税が 25 億 6,681 万 2,000 円、地方交付税が 65 億 4,880 万 5,000 円、国庫支出金が 19 億 3,044 万円、県支出金が 9 億 298 万 3,000 円、繰越金が 7 億 1,121 万 6,000 円、市債が 59 億 4,510 万円でございます。

ハ、歳出の主なものは、人件費が28億4,695万1,000円、扶助費が25億2,981万9,000円、公債費が15億9,352万6,000円でございます。また、投資的経費は60億4,600万3,000円でございます。

5 ページをお願い致します。

主な事業としましては、市役所庁舎整備事業40億5,367万3,000円、追分小学校大規模改修事業4億6,189万6,000円、道路新設改良事業3億8,083万6,000円、ふれあい交流センター温泉井掘削事業1億4,244万7,000円、羽白目橋災害復旧事業5,779万3,000円でございます。

また、主なソフト事業は、市制施行10周年記念事業146万4,000円、福祉灯油購入費助成事業1,365万4,000円、臨時福祉給付金事業8,864万6,000円、国民文化祭事業789万6,000円、除排雪事業1億1,906万9,000円、合併振興基金積立事業8億2,872万3,000円、市債繰上償還1億4,264万5,000円でございます。

続いて、特別会計について申し上げます。

議案書の32ページをお願い致します。

認定第2号、平成26年度潟上市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について。

地方自治法第233条第3項の規定により、平成26年度潟上市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算を議会の認定に付する。

平成27年9月3日提出 潟上市長 石川光男

主要施策成果説明書の6ページをお願い致します。

国民健康保険事業特別会計につきましては、歳入決算額は41億737万7,000円、歳出決算額は37億8,290万5,000円、実質収支額は3億2,447万2,000円でございます。

歳入の主なものは、保険税が6億5,336万9,000円、国庫支出金が7億7,460万4,000円、前期高齢者交付金が12億1,581万6,000円、共同事業交付金が4億5,679万1,000円でございます。

歳出の主なものは、保険給付費が総額24億3,946万9,000円でございます。

次に、議案書の33ページをお願い致します。

認定第3号、平成26年度潟上市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について。

地方自治法第233条第3項の規定により、平成26年度潟上市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算を議会の認定に付する。

平成27年9月3日提出 潟上市長 石川光男

主要施策成果説明書の8ページをお願い致します。

後期高齢者医療特別会計につきましては、歳入決算額は2億7,733万9,000円、歳出決算額は2億7,565万2,000円、実質収支額は168万7,000円でございます。

歳入の主なものは、後期高齢者医療保険料が1億6,350万6,000円、一般会計繰入金が1億1,163万6,000円でございます。

歳出の主なものは、後期高齢者医療広域連合負担金が2億5,360万2,000円でございます。

次に、議案書の34ページをお願い致します。

認定第4号、平成26年度潟上市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について。

地方自治法第233条第3項の規定により、平成26年度潟上市介護保険事業特別会計歳入歳出決算を議会の認定に付する。

平成27年9月3日提出 潟上市長 石川光男

主要施策成果説明書の9ページをお願い致します。

介護保険事業特別会計のうち保険事業勘定につきましては、歳入決算額は34億6,343万3,000円、歳出決算額は33億7,115万5,000円、実質収支額は9,227万8,000円でございます。

歳入の主なものは、保険料が5億8,997万3,000円、国庫支出金が8億1,480万円、支払基金交付金が9億3,821万6,000円、県支出金が4億7,307万7,000円、繰入金が5億7,931万5,000円でございます。

歳出の主なものは、保険給付費が31億5,983万円、地域支援事業費が6,986万7,000円でございます。

次に、介護サービス事業勘定につきましては、歳入と歳出決算額はそれぞれ972万8,000円でございます。

歳入は介護予防サービス計画費収入で、歳出は保険事業勘定への繰出金でございます。

次に、議案書の35ページをお願い致します。

認定第5号、平成26年度潟上市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について。

地方自治法第233条第3項の規定により、平成26年度潟上市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算を議会の認定に付する。

平成27年9月3日提出 潟上市長 石川光男

主要施策成果説明書の11ページをお願い致します。

農業集落排水事業特別会計につきましては、歳入決算額は1億435万円、歳出決算額は9,634万6,000円、実質収支額は800万4,000円でございます。

歳入の主なものは、農業集落排水施設使用料が918万1,000円、一般会計繰入金が8,766万円でございます。

歳出の主なものは、豪雨災害による羽白目橋災害復旧工事に伴う管路移設工事187万9,000円を実施しております。

なお、平成26年度末供用開始面積は54ヘクタール、加入戸数は216戸でございます。

次に、議案書の36ページをお願い致します。

認定第6号、平成26年度潟上市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について。

地方自治法第233条第3項の規定により、平成26年度潟上市下水道事業特別会計歳入歳出決算を議会の認定に付する。

平成27年9月3日提出 潟上市長 石川光男

主要施策成果説明書の12ページをお願い致します。

下水道事業特別会計につきましては、歳入決算額は12億985万9,000円、歳出決算額は11億6,805万6,000円、歳入歳出差引額は4,180万3,000円で、平成27年度への繰越財源130万円を差し引いた実質収支額は4,050万3,000円でございます。

歳入の主なものは、下水道使用料が4億4,192万円、一般会計繰入金5億4,997万8,000円、下水道債が1億6,060万円でございます。

歳出の主なものは、下水道未普及地域の解消を図るため、公共下水道事業として町後地区管渠布設工事3,289万7,000円と川向地区管渠布設工事550万2,000円を実施しております。

なお、平成26年度末供用開始面積は、公共下水道と特定環境保全公共下水道の合計で1,235ヘクタール、加入戸数は9,005戸でございます。

次に、議案書の37ページをお願い致します。

認定第7号、平成26年度潟上市合併処理浄化槽事業特別会計歳入歳出決算の認定について。

地方自治法第233条第3項の規定により、平成26年度潟上市合併処理浄化槽事業特別会計歳入歳出決算を議会の認定に付する。

平成27年 9 月 3 日提出 潟上市長 石川光男

主要施策成果説明書の13ページをお願い致します。

合併処理浄化槽事業特別会計につきましては、歳入決算額は719万9,000円、歳出決算額は639万2,000円、実質収支額は80万7,000円でございます。

歳入の主なものは、合併処理浄化槽施設使用料が271万6,000円、一般会計繰入金が423万円でございます。

歳出の主なものは、合併処理浄化槽事業費が437万2,000円でございます。

なお、平成26年度末の合併処理浄化槽設置戸数は75戸でございます。

次に、議案書の38ページをお願い致します。

認定第8号、平成26年度潟上市豊川財産区特別会計歳入歳出決算の認定について。

地方自治法第233条第3項の規定により、平成26年度潟上市豊川財産区特別会計歳入歳出決算を議会の認定に付する。

平成27年 9 月 3 日提出 潟上市長 石川光男

主要施策成果説明書の14ページをお願い致します。

豊川財産区特別会計につきましては、歳入決算額は1,043万7,000円、歳出決算額は1,020万円、実質収支額は23万7,000円でございます。

歳入の主なものは、財政調整基金繰入金が1,018万8,000円でございます。

歳出の主なものは、一般会計繰出金が1,000万円でございます。

次に、議案書の39ページをお願い致します。

認定第9号、平成26年度潟上市下虻川財産区特別会計歳入歳出決算の認定について。

地方自治法第233条第3項の規定により、平成26年度潟上市下虻川財産区特別会計歳入歳出決算を議会の認定に付する。

平成27年 9 月 3 日提出 潟上市長 石川光男

主要施策成果説明書の14ページをお願い致します。

下虻川財産区特別会計につきましては、歳入決算額は151万8,000円、歳出決算額は94万8,000円、実質収支額は57万円でございます。

次に、議案書の40ページをお願い致します。

認定第10号、平成26年度潟上市和田妹川財産区特別会計歳入歳出決算の認定について。

地方自治法第233条第3項の規定により、平成26年度潟上市和田妹川財産区特別会計歳入歳出決算を議会の認定に付する。

平成27年 9 月 3 日提出 潟上市長 石川光男

主要施策成果説明書の14ページをお願い致します。

和田妹川財産区特別会計につきましては、歳入決算額は115万7,000円、歳出決算額は60万2,000円、実質収支額は55万5,000円でございます。

次に、議案書の41ページをお願い致します。

認定第11号、平成26年度潟上市飯塚財産区特別会計歳入歳出決算の認定について。

地方自治法第233条第3項の規定により、平成26年度潟上市飯塚財産区特別会計歳入歳出決算を議会の認定に付する。

平成27年 9 月 3 日提出 潟上市長 石川光男

主要施策成果説明書の14ページをお願い致します。

飯塚財産区特別会計につきましては、歳入決算額は112万4,000円、歳出決算額は77万9,000円、実質収支額は34万5,000円でございます。

最後に、議案書の42ページをお願い致します。

認定第12号、平成26年度潟上市水道事業会計決算の認定について。

地方公営企業法第30条第4項の規定により、平成26年度潟上市水道事業会計決算を議会の認定に付する。

平成27年 9 月 3 日提出 潟上市長 石川光男

主要施策成果説明書の15ページをお願い致します。

水道事業会計につきましては、水道事業収益は5億7,575万円、経常費用は5億807万5,000円、特別損失は732万9,000円で、純利益は6,034万6,000円でございます。

また、資本的収入額は2億2,378万2,000円、資本的支出額は4億4,975万9,000円でございます。

主な事業は、大崎地区配水施設設備事業でございます。

以上でございます。

○議長（伊藤榮悦） これで説明を終わります。

次に、代表監査委員より平成26年度潟上市一般会計・特別会計歳入歳出決算及び水道事業会計決算の審査報告を行います。渡邊代表監査委員。

○代表監査委員（渡邊晋二） 監査委員の渡邊でございます。

平成26年度潟上市各会計の決算を審査した結果について、監査委員を代表致しましてご報告させていただきます。

初めに、潟上市一般会計歳入歳出決算と10項目ございます特別会計歳入歳出決算及び法令に定める決算附属書類等の決算審査についてであります。

審査は、7月22日から8月21日までの期間、市役所3階会議室において実施致しました。

審査につきましては、各課から提出された資料をもとに関係職員の出席を求め、説明を受けながら、その所管にかかわる関係帳簿及び書類等と照合を行い、例月出納検査や定期監査の結果を参考にして実施致しました。

審査の結果でございますが、審査に付された各会計の歳入歳出決算書及び附属書類は、関係法令の諸規定に準拠して作成され、かつ、それらの計数は正確であるものと認められました。

また、決算の内容及び予算執行状況につきましては、全般に妥当であると認められました。

さらに、基金についても設置の目的に沿って運用され、計数も正確であるものと認められました。

総括意見として、日本経済は回復基調が持続しておりますが、中国株式市場が不安定であることなどから日本株式市場も予断を許さない状況にあり、経済に及ぼす影響が不安視されております。地域経済も先行きが不透明な中で、今後も地方交付税や人口の減少による税収入の減が予想されます。また、少子高齢化の進展に伴う社会保障費の上昇や、消費税引き上げによる事業費用の増加が見込まれます。その中で、既存事業の費用対効果を検証し、事業の取捨選択を行いながら、将来的に安定かつ持続的な行財政運営の推進が必要です。職員一人ひとりが、さらなる潟上市の発展のため、新たな行政施策や課題に取り組むと同時に、事業の効率性や有効性を客観的に精査し、経費の節減に取り組み、最大限の事業効果が得られるよう期待するものであります。

また、新庁舎が27年3月に完成し、5月7日に開庁しております。今後は、新たな住民サービスの拠点として、市民ニーズに柔軟に対応した満足度の高いサービスの提供に努めていただきたいと思います。

続きまして、平成26年度潟上市水道事業会計決算の審査についてであります。

審査は、6月24日に市役所2階会議室において実施致しました。

審査につきましては、決算報告書、財務諸表等が関係法令に準拠して作成されているか、また、当事業の経営成績及び財政状態を適正に示しているかを検証するため、元帳、

その他会計帳簿及び関係書類との照合による方法により実施致しました。

なお、当事業が経済性を発揮し、サービスが向上するように運営されたかを検証するため、意見書にも書きましたが事業の分析も行っております。

審査の結果でございますが、審査に付された決算報告書、財務諸表等は関係法令に準拠して作成されており、当事業の経営成績及び当年度末現在の財政状態を適正に示しているものと認められました。

総括意見として、本事業は損益関係比率から判断すると安定した経営と認められます。しかし、財務比率は前年度より数値が減少傾向にあり、経営が不安定になる可能性があるために、必要に応じて対策が求められます。

大崎地区配水施設も完成し、今後も施設の更新や設備工事が控えているため、減価償却費は膨らむものと考えられます。施設や設備の更新については、長期計画に基づいて効率的に行い、負担が最小限になるよう進めていただきたいと思います。施設の適正管理を徹底するとともに、これからも良質な水道水の安定供給と健全な事業運営に一層の努力を期待します。

次に、財政健全化判断比率について報告させていただきます。

審査の対象となります4つの指標の審査結果でございますが、健全化判断比率及び算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められました。

実質赤字比率、連結実質赤字比率は、実質収支が赤字ではありませんので、比率はゼロとなっております。

また、実質公債費比率は7.7%、将来負担比率は59.8%となり、前年度より改善された項目もあり、早期健全化基準以下となっております。

資金不足比率についての審査結果でございますが、各会計における資金不足比率及び算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められました。

資金不足比率は、実質収支が赤字ではありませんので、比率はゼロとなっております。

この健全化判断比率が公表されることにより、すべての会計が一体となった総合的な財政運営が求められることとなります。これらを踏まえ、長期的展望に立った健全で安定した行財政運営を期待するものであります。

以上をもちまして報告とさせていただきます。

○議長（伊藤榮悦） これで代表監査委員の決算審査報告を終わります。

これから、認定第1号から認定第12号までの質疑を行います。

認定第1号、平成26年度潟上市一般会計歳入歳出決算の認定について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（伊藤榮悦） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

本案は、それぞれ所管の常任委員会に分割付託します。

認定第2号、平成26年度潟上市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（伊藤榮悦） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

本案は、社会厚生常任委員会に付託します。

認定第3号、平成26年度潟上市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（伊藤榮悦） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

本案は、社会厚生常任委員会に付託します。

認定第4号、平成26年度潟上市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（伊藤榮悦） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

本案は、社会厚生常任委員会に付託します。

認定第5号、平成26年度潟上市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（伊藤榮悦） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

本案は、産業建設常任委員会に付託します。

認定第6号、平成26年度潟上市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（伊藤榮悦） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

本案は、産業建設常任委員会に付託します。

認定第7号、平成26年度潟上市合併処理浄化槽事業特別会計歳入歳出決算の認定について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（伊藤榮悦） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

本案は、産業建設常任委員会に付託します。

認定第8号、平成26年度潟上市豊川財産区特別会計歳入歳出決算の認定について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（伊藤榮悦） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

本案は、産業建設常任委員会に付託します。

認定第9号、平成26年度潟上市下虻川財産区特別会計歳入歳出決算の認定について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（伊藤榮悦） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

本案は、総務文教常任委員会に付託します。

認定第10号、平成26年度潟上市和田妹川財産区特別会計歳入歳出決算の認定について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（伊藤榮悦） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

本案は、総務文教常任委員会に付託します。

認定第11号、平成26年度潟上市飯塚財産区特別会計歳入歳出決算の認定について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（伊藤榮悦） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

本案は、総務文教常任委員会に付託します。

認定第12号、平成26年度潟上市水道事業会計決算の認定について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（伊藤榮悦） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

本案は、産業建設常任委員会に付託します。

【日程第32、陳情第8号 「所得税法第56条の廃止を求める意見書」の提出についての陳情 から 日程第35、陳情第11号 憲法に違反する安全保障関連法案を廃案とするよう関係機関への意見書提出を求める陳情】

○議長（伊藤榮悦） 日程第32、陳情第8号、「所得税法第56条の廃止を求める意見書」の提出についての陳情から日程第35、陳情第11号、憲法に違反する安全保障関連法案を廃案とするよう関係機関への意見書提出を求める陳情までを一括議題とします。

陳情第8号から陳情第11号までは、お手元に配付の陳情文書表のとおり総務文教常任委員会に付託したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（伊藤榮悦） ご異議なしと認めます。したがって、陳情第8号から陳情第11号までは、陳情文書表のとおり総務文教常任委員会に付託することに決定しました。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日は、これで散会します。

なお、9月7日月曜日、午前10時より本会議を再開しますので、ご参集願います。

どうもご苦勞様でした。

午後 2時24分 散会

